

海外取引を行う中堅・中小企業を顧問先にもつ税理士必見！

顧問先の海外取引は大丈夫！？

中小企業の**税務**調査

傾向と対策ガイドブック

著 多田恭章 税理士

宮口貴志 ZEIKENメディアプラス代表取締役 TAXジャーナリスト

中堅・中小企業でも法人税調査と一緒に行われるようになった「移転価格に関する税務調査」

どのような調査が行われているかを把握し、事前に対策をしたい！

顧問先の海外取引は大丈夫！？



税理士
多田恭章
ZEIKENメディアプラス代表取締役
TAXジャーナリスト
宮口貴志

中小企業の**税務**調査 傾向と対策 ガイドブック

第一法規

本書の特色

- ◆移転価格税制について、税務調査で何がチェックされているのか、どのような対策を講じればよいのかすぐに理解できる！
- ◆「親子会社間の金利」や「役員提供の対価」など、税務調査の対象となっている項目に焦点を絞り解説！
- ◆ここ数年の傾向や事前対策のポイントを、顧問先に適正な対策・指導ができるように、分かりやすく紹介！

A5判／272頁

定価4,400円（本体4,000円+税10%）



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 今なぜ中小企業が移転価格調査のターゲットになるのか
 第2章 国税当局はBEPS対応を考えた取組みを推進
 第3章 移転価格税制の基礎を知る
 第4章 中堅・中小企業を対象とした移転価格調査とは
 第5章 国外関連者に対する寄附金
 第6章 中小企業が備えておいた方がよい移転価格文書類とその書き方
 第7章 押さえておきたいその他の国際税務

内容見本

3 企業グループ内役務提供 (IGS: Intra Group Service)

(1) 「企業グループ内役務提供」(IGS)とは

Q: 当社は精密機械の製造販売業を営んでおり、米国とタイに販売子会社を設立しています。企業グループ全体の業務の効率化を図る観点から、当社においてグループ全体の財務管理、予算管理、情報システムの運用管理等(以下「管理業務」といいます)を行っています。

現状では、海外子会社に対してこうした管理業務の対価を請求していません。この場合、税務調査の際に問題となるのでしょうか。

図表4-5

企業グループ内部では、経営・財務管理、会計業務、予算管理などの役務を相互に提供し合うことがあります。こうした役務提供を「企業グループ内役務提供」(IGS: Intra Group Service)と呼んでいます。国外関連者に対して、企業グループ内役務提供を行う場合に、その活動が、国外関連者にとって「経済的または商業的価値」を有するものであるときは、適正な対価を回収する必要があります。もしこれら役務提供を無償で行っている場合には、移転価格課税または国外関

4 海外子会社への貸付金金利

(1) 貸付金金利に対する移転価格税制の適用について

Q: 当社は、海外に100%出資の子会社を設立しました。子会社は、まだ海外での信用力が乏しく、現地での資金調達が困難なことから、当社が必要資金を貸し付ける予定です。貸付金利を設定するに当たり、どのような点に留意する必要がありますでしょうか。

図表4-15

日本法人が海外子会社を設立した場合、設立した当初は海外子会社の信用力が乏しいため現地での資金調達が困難な場合が多く、日本の親会社が必要資金の貸付けを行うケースがよく見られます。

資金の貸付先が「国外関連者」であれば、資金貸付の対価である金利について移転価格税制の適用を受けます。国外関連者との間で金融消費貸借取引を行う場合には、第三者間で通常受取る金利(独立企業間価格)により取引を行う必要があり、国外関連者に無利息または低い利率で資金を貸し付けた場合には、独立企業間価格との差額について移転価格課税や国外関連者に対する寄附金として課税されるリスクがあります。

(2) 金融消費貸借取引における独立企業間価格(金利)の算定方法

国外関連者に対して資金貸付を行った場合の独立企業間価格の算定

4 海外子会社への貸付金金利 (続)

者への寄附金として課税される可能性があります。

国外関連者にとって「経済的または商業的価値」を有する場合は、次のような観点から判断します(事務運営要領3-10(1))。

(判断基準)

- 法人が当該活動を行わなかった場合に、国外関連者が自当該活動と同様の活動を行う必要があると認められるかどうか
- 非関連者が他の非関連者から当該法人が行う活動と内容、時期、期間その他の条件が同様である活動を受けた場合に対価を支払かどうか。

(2) IGSに該当する活動

事務運営要領3-10(1)では、企業グループ内における役務提供として、図表4-6のような活動を挙げています。

イ	企業または調整
ロ	予算の管理または財務上の助言
ハ	会計、監査、税務または法務
ニ	債権または債務の管理または処理
ホ	情報通信システムの運用、保守または管理
ヘ	キャッシュ・フローまたは支払能力の管理
ト	資金の運用または調達
チ	利率または外国為替レートに係るリスク管理
リ	製造、購買、販売、物流またはマーケティングに係る支援
ス	雇用、教育その他の従業員の管理に関する事務
ル	広告宣伝

* 法人が国外関連者の要請に応じて臨時活動を行い得るよう定期的に当該活動に人員や設備等を利用可能な状態に維持している場合も含まれる。

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規 ストア** 検索 **CLICK!**
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

申込書〈第一法規刊〉		
書名	価格	部数
顧問先の海外取引は大丈夫! ? 中小企業の税務調査 傾向と対策ガイドブック [076406]	定価4,400円 (本体4,000円+税10%)	部

* 弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
 また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 * 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

* 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	* 送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に 配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円(税込)	
	10万円以下の場合、660円(税込)	

年 月 日

ご住所	〒 ー		
事務所名			
フリガナ ご氏名	TEL	ー	ー
	E-mail		@

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX: 0120-302-640

書店印